第百五条中「四課」を「五課」に、「計画課」を「計画課　森林利用課」に、「研究・保全課」を「研究指導課」に改める。

第百六条第二号中「及び総合的な利用」を削り、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四　森林保険に関すること。

五　森林保険特別会計の経理に関すること。

第百六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　森林保険特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関すること。

第百十四条を削る。

第百十三条第六号中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局及び森林技術総合研修所所属の」に改め、同条を第百十四条とする。

第百十二条第三号中「管理課及び」を削り、同条を第百十三条とする。

第百十一条第一号中「国有林野事業職員」を「森林管理局の職員」に改め、同条第二号中「及び機構並びに国有林野事業職員の」を「、機構及び」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三　森林管理局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

四　国有林野事業債務管理特別会計の経理に関すること。

五　林野庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生及び災害補償に関すること。

第百十一条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　国家公務員共済組合法第三条第二項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

七　林野庁の職員（独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

八　林野庁所属の建築物の営繕に関すること。

第百十一条を第百十二条とする。

第百十条中「四課」を「三課」に改め、「職員・厚生課」を削り、同条を第百十一条とする。

第百九条（見出しを含む。）中「研究・保全課」を「研究指導課」に改め、同条第三号中「行う研修」の下に「（森林管理局の職員に対するものを除く。）」を加え、「（国有林野事業に関することを除く。）」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を第七号とし、同条を第百十条とする。

第百八条を第百九条とする。

第百七条第二号中「（林業種苗に関することを除く。）」を削り、同条第三号中「実施」の下に「（森林の整備と一体的に行われるものに限る。）」を加え、同条を第百八条とする。

第百六条の次に次の一条を加える。

（森林利用課の所掌事務）

第百七条　森林利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　民有林野の森林資源の総合的な利用に関すること。

二　山村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること（整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　山村に滞在しつつ行う林業の体験その他の山村と都市との地域間交流に関すること。

四　森林に関する環境の保全に関する事務のうち林野庁の所掌に係るものの総括に関すること。

五　国土緑化の推進に関すること。

第百十八条第一項中「及び中部森林管理局」を「、中部森林管理局及び近畿中国森林管理局」に改め、同条第三項中「総務部」を「総務企画部」に、「計画部」を「計画保全部」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（国有林野管理審議会令の一部改正）

第二条　国有林野管理審議会令（昭和三十九年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「計画部（北海道森林管理局にあつては、企画調整部）」を「計画保全部」に改める。

（農林漁業保険審査会令の一部改正）

第三条　農林漁業保険審査会令（昭和五十三年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「林野庁森林整備部研究・保全課」を「林野庁森林整備部計画課」に改める。

（農林水産省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第四条　農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条ただし書中「林野庁森林整備部研究・保全課」を「林野庁森林整備部研究指導課」に改める。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十五号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十六号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の三第五項及び第七十二条の四第四項並びに附則第十二条の六の二第四項及び同条第八項の規定により読み替えて適用する同法第七十四条第二項並びに同法附則第十二条の六の三第一項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項及び第六十六条、国家公務員共済